

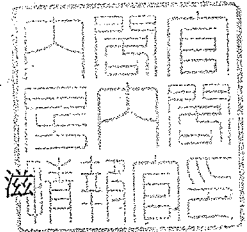
行政文書開示等決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

理事長 新海 聡 様

内閣情報官

北村 滋



平成25年12月2日付け（同年12月3日受付）行政文書の開示（請求する行政文書の名称等：秘密保全法制に関する法令等協議、法令以外の協議（行政文書ファイル管理簿・内閣情報調査室分）に綴られた文書（H25.11.1～H25.11.30分））について、平成26年1月31日付け閣情第82号をもって行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく決定をしたところですが、当該請求に係る行政文書として、追加すべき文書の存在が確認されたことから、当該文書を追加して特定し、法第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称
Talking Points Draft(平成25年11月27日送付分)

2 不開示とした部分とその理由
未だ完結していない国連高等弁務官とのやりとりに関する具体的内容が記載されている部分については、これを公にすることにより、先方とのやりとりが阻害されるおそれや、信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったこと

を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額(算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料(※)
A 4判文書 6枚 (内訳) 白黒 6枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	100円	30円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	60円	0円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円 に、文書1枚ごとに10円を加えた額	160円	90円

※ 平成26年1月31日付け閣情第82号の開示実施時に230円分の手数料をいただいておりますので、今回の開示の実施に当たりお支払いいただく手数料は、表のとおりとなります。

(注) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：平成26年3月3日から平成26年5月1日まで(行政機関の休日を除く。)

時：10:00から17:00まで(12:00~13:00を除く。)

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料：500円(ゆうパック) ※CD-Rの場合は140円の見込み

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室(情報公開担当)

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111(内線83406)